



未来を語る人が好きです
大同生命

死亡

重大
疾病

身体
障がい
状態

要介護
状態

入院
手術

※この商品の保険料は一定要件のもと損金算入できますが、「保険金」や「解約払戻金」などは益金に算入されるため、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。
法人から役員などへの名義変更についても、原則、節税効果はありません。

経営者さまのための万一の保障

業界初!オーダーメイド型定期保険

タイプ

α

保険金額を
自在に

保険期間を
自在に

保険料・解約払戻金の
バランスも自在に



T&D保険グループ

Lタイプαは、「死亡保障」などを目的とする商品です。
保険本来の趣旨を逸脱する保険加入、例えば、「保険料の損金算入による法人税額の圧縮」のみを目的とする保険加入はお勧めしておりません。

2022年4月版

A-2021-0021 (2022年3月2日) 1/12

最適な保険にご加入いただくために

もし、経営者がお亡くなりになったら…

経営者の信用や手腕で経営が成り立っている場合、経営者が不在になると会社の売上が大幅に減少し、資金繰りが悪化する可能性があります。

経営者不在の要因は、死亡のほか、病気やケガによる就業不能などが考えられますが、経営者がお亡くなりになった場合は、特に社内外に与える影響が大きくなります。

<経営者がお亡くなりになったときに想定されるリスク>

売上減少・
資金繰り悪化

新規借入が
困難に

受注・発注先との
取引条件悪化

従業員の
人材流出

など

➡ 法人で最適な保険にご加入いただくために検討すべきポイントを確認しましょう。

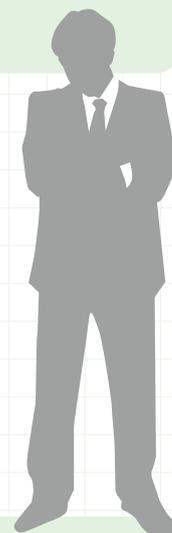
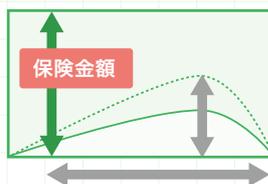
必要な保障額(保険金額)

経営者がお亡くなりになった場合に必要資金(リスクの量)を確認し、確保する保険金額を検討しましょう。

大同生命では、企業の適正な保障額をはかる目安として「標準保障額」という考え方をおすすめしています。

リスク対策を万全にして
経営に専念したい

後継者に借入金
残したくない



標準保障額

会社をまもるための資金

+

家族をまもるための資金

運転資金

当面の買掛金の支払や、従業員への給与、家賃・光熱費などの支払のための資金です。

借入金 返済資金

後継者が借入金の返済に苦労しないための資金です。

納税 準備資金

法人が受取る保険金は益金になります。運転資金・借入金返済資金を手元に残すためには、納税のための資金が必要です。

役員退職 慰労金

ご家族がその後の生活や相続税の納税に困らないための資金です。所定の非課税枠が設けられています。

功労 加算金

創業者など特に会社の発展に寄与した方への退職金の上乗せ資金です。

弔慰金

役員退職金とは別に所定の非課税枠があります。

保険の最大の目的は、予期せぬ事態が起きた際の「保障」のため、保険金額の検討がもっとも重要です。

必要な保険期間

将来の勇退を見据えて、長期の保険期間を設定することをおすすめします。

<現役期間の長期化> 4割以上の経営者が65歳～75歳までの間の勇退を予定しています。

経営者の勇退予定年齢※ ※事業承継(譲渡含む)・廃業の予定年齢

60歳未満 4%	60~65歳未満 12%	65~70歳未満 22%	70~75歳未満 22%	75~80歳未満 11%	80歳以上 4%	未定 24%
-------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------	-----------

[大同生命サーベイ(2021年8月度調査)]

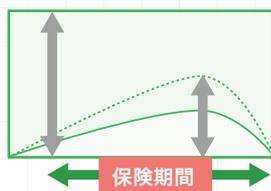
●●歳頃には勇退したい

退職時期は未定なので
長期にそなえておきたい



Q 法人で生命保険に加入する場合、どれくらいの保険期間があれば安心ですか？

- ・中小企業の経営者のうち、およそ半数の方が保険期間を勇退予定時期より「長め」にしたいと考えています。
- ・勇退時期が未定の場合、その割合は3分の2以上となります。



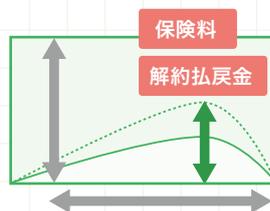
	勇退時期より 長期の保障が安心	勇退時期くらい まででよい
勇退時期 決定	48%	51%
勇退時期 未決定	67%	29%

※ 大同生命実施のインターネット調査(2019年5月)

保険料・解約払戻金の水準

生命保険は長期間継続するものです。
経営状況に合わせて無理のない保険料にしましょう。

- ・保険料は、必要な保険金額を確保するにあたって重要な要素です。
- ・解約払戻金は、経営状況が変化した場合の経営安定資金や生存退職金の原資に活用できます。



予算は●●万円以内に
抑えたい

いざというときの経営安定資金
や退職金も準備したい



保険料と解約払戻金の優先度によって、
たとえばこんなプランがあります。

- ①保険料と解約払戻金のバランスがとれているプラン
- ②解約払戻金はないが、保険料が安いプラン
- ③保険料は高いが、解約払戻金が多いプラン

税務取扱

法人が支払う保険料は、解約返戻率のピーク水準(最高解約返戻率)に応じて、
一定要件のもと損金算入※することができます。

※法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2による。

ただし、「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約払戻金」などは益金に算入されるため、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**
法人から役員などへの名義変更についても、**原則、節税効果はありません。**

<最高解約返戻率に応じた損金算入割合>

最高解約返戻率	損金算入割合
85%超	1-(最高解約返戻率×9割)
70%超85%以下	4割
50%超70%以下	6割
50%以下	全額

経理処理はシンプルな
ものにしたい



経営者さまの保険に対するご希望は多様化しています。
そこで大同生命は、保険金額・保険期間に加えて保険料・解約払戻金のバランスについてもオーダーメイドできる業界初の保険「Lタイプα」をご提案します。

商品の特長

勇退時期を見通しづらい
経営者にも安心の

長期保障

経営状況などに応じて
設定できる

柔軟な保障コスト
(保険料)

経営安定資金・退職金原資などに
活用しやすい

長期安定的な
解約払戻金

▶ 必要な **保険金額** と **保険期間** をお決めいただいたうえで、
3つの基本プランの中から **保険料・解約払戻金のバランス** について
ご希望に近いプランをお選びください。

基本プラン①

保険料と解約払戻金のバランスがとれたプラン

長期保障のコストを平準化しつつ、
解約払戻金を事業資金に活用可能

契約例 契約年齢 : 40歳(男性)
保険期間・保険料払込期間 : 90歳
解約払戻金抑制割合 : 60.3%

保険金額

1億円

保険料

口座振替
月払保険料
114,397円
(全額損金)

解約払戻金

最高解約返戻率
50%以下

基本プラン②

解約払戻金はないが、
保険料が安いプラン

解約払戻金をゼロにすることで、
長期保障を**低廉な保険料**で確保

契約例 契約年齢 : 40歳(男性)
保険期間・保険料払込期間 : 70歳
解約払戻金抑制割合 : 100.0%

保険金額

1億円

保険料

口座振替
月払保険料
45,100円
(全額損金)

解約払戻金

解約払戻金
ゼロ

基本プラン③

保険料は高いが、
解約払戻金が多いプラン

最長100歳までの**安心の長期保障**と
「**経営安定資金**」「**退職金原資**」の準備を両立

契約例 契約年齢 : 40歳(男性)
保険期間・保険料払込期間 : 100歳
解約払戻金抑制割合 : 7.9%

保険金額

1億円

保険料

口座振替
月払保険料
188,758円
(4割損金)

解約払戻金

最高解約返戻率
85%以下

▶ さらに詳細なお客さまのご希望にあわせてプランを作成することもできます!

「ご加入後」も自在な見直し制度でお客さまをサポートします



ご契約の 見直しも自在に

健康状態を気にすることなく、経営状況の変化に応じて保障を見直しできる制度
「L⇔Rスイッチ」をお届けしています。

『L⇔Rスイッチ』 (契約変換)

RタイプとLタイプαを、
「無告知」または「簡易告知」で相互にスイッチ(変換)
できる制度です。

こんな時、
どうしますか?



急に資金が必要になった

保険料負担が厳しくなった

経営が安定したので退職金を準備したい

長期の保障に切り替えたい

しかし、いざ見直そう!と考えたとき、仮に健康状態が今より悪くなっていたら
新たな保険加入は難しいかもしれません。

大同生命の『L⇔Rスイッチ』なら、
簡易な手続きで、保障を見直してできます!

Lタイプα 無配当歳満期定期保険
(解約払戻金抑制割合指定型)

相互に
スイッチ可能

Rタイプ 無配当年満期定期保険
(無解約払戻金型)

保 険 料

保険料が一定

低廉な保険料

保 険 期 間

長期の保障を確保
(最長100歳まで)

当面の保障を確保
(5年・10年更新/最長80歳まで)

解約払戻金

解約払戻金の有無を選択可能

解約払戻金ゼロ

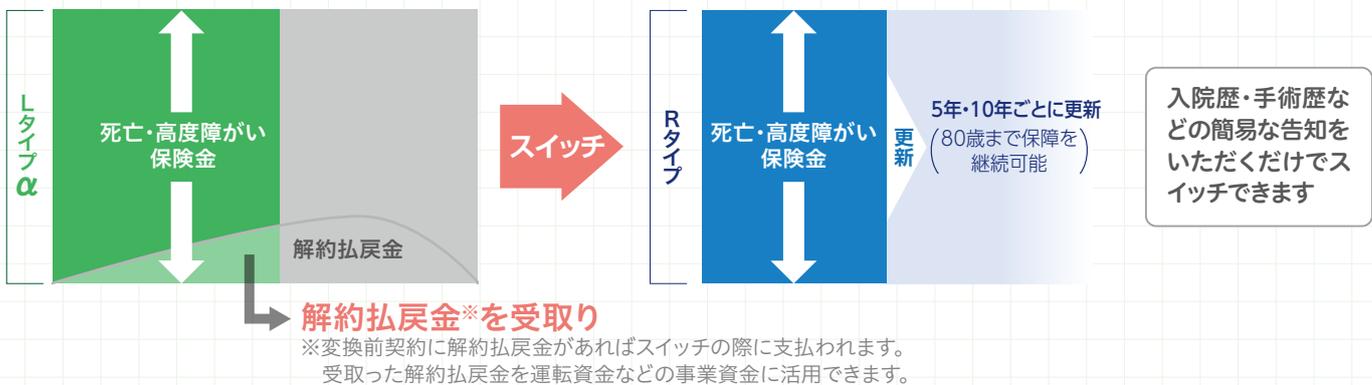
Lタイプ α ← 自在にスイッチできます! → Rタイプ

ケース 1

資金繰りが厳しくなったので、解約払戻金を経営安定資金に活用したい。でも、保障はこれまでと同じように確保しておきたい。

▶ Rタイプへスイッチすれば **解約払戻金**を受取りつつ、保険料を軽減して**保障を継続**できます!

(イメージ)

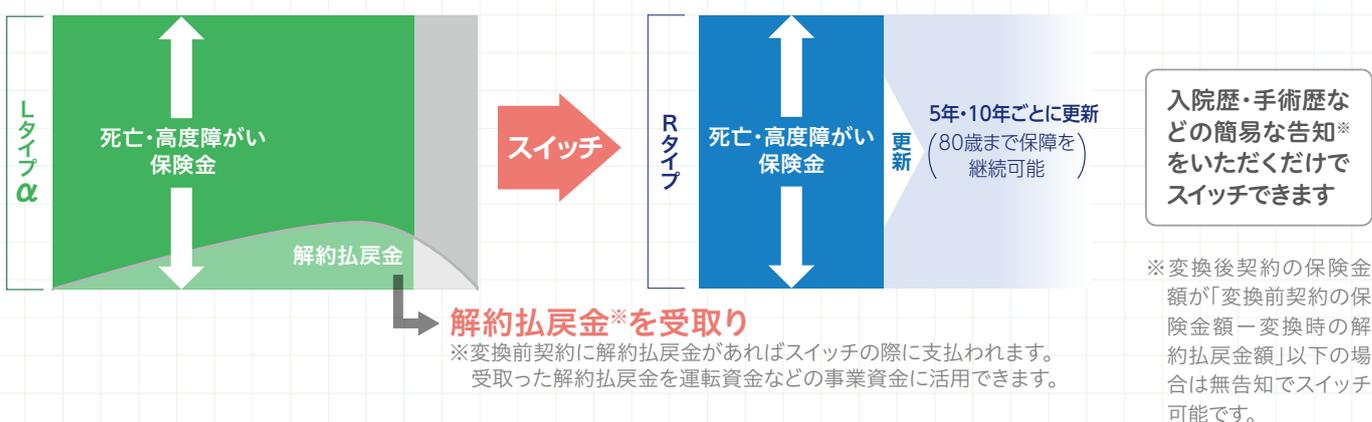


ケース 2

勇退予定時期に合わせて加入した保険の満期が近づいてきたが、後継者が決まっていないので、引き続き保障を確保しておきたい。

▶ Rタイプへスイッチすれば **保障を継続**できます!

(イメージ)



< Rタイプ >

◎ Rタイプには、満期保険金・配当金・解約払戻金はありません。

< L ⇄ R スイッチ >

◎ 変換に伴い、変換前契約の保障はなくなります。

◎ 変換後の R タイプの保険金額は、変換前の L タイプ α の保険金額が上限です。

◎ 変換後契約の保険料は、契約変換時の被保険者の年齢・基礎率により計算されるため、高くなる場合があります。

◎ 変換前契約の契約日から 2 年以内の契約は変換できないなど、一部制限があります。

◎ R タイプへ変換後、再び L タイプ α に変換することや、L タイプ α から L タイプ α に変換することも可能です。

柔軟な見直し制度

L⇔Rスイッチ以外にも

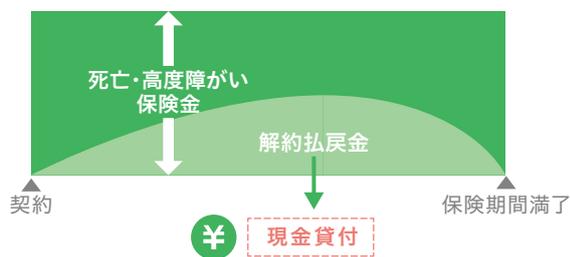
経営状況の変化に対応できる制度をご用意しています。

契約者貸付制度 (現金貸付)

資金需要

保険料軽減

解約払戻金の範囲内*で
現金貸付を受けることができます



- 一時的に資金を用立てすることができます。

※「貸付時の解約払戻金の9割」か、「貸付時の3年後の解約払戻金の8割」のうち、どちらか小さい額の範囲内です。

◎保険期間満了前3年間は取扱できません。

◎貸付額と利息の合計額が契約の解約払戻金を超えた場合、契約は失効し保障なくなります。

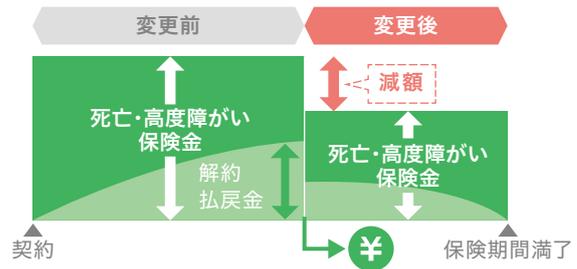
◎解約払戻金がない場合は取扱できません。

保険金の減額

資金需要

保険料軽減

保険金を減額して
保障を継続することができます



- 保険金を減額した分、保険料の負担を軽減できます。
- 減額部分に応じた解約払戻金を受取ることができます。

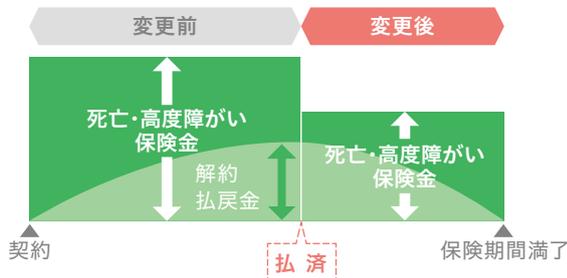
◎減額部分について、以後の保障はなくなります。

払済制度

資金需要

保険料軽減

保険料の払込を停止して
保障を継続することができます



- 保険料負担がなくなります。
- 保障は引続き継続できます。
ただし、保険料を払い込まなくなるため、保障額は変更前と比べて小さくなります。

◎解約払戻金がない場合は取扱できません。

保険期間の短縮

資金需要

保険料軽減

保険期間を短縮して保険料の負担を
軽減することができます



- 保険金額を変えずに保険料負担を軽減できます。
- 短縮した期間に応じた解約払戻金を受取ることができます。

◎被保険者の過去の入院給付金支払歴や現在の健康状態によっては、取扱できません。

さらに「受取時」も引き続き自在性が続きます

受取時の自在性

年金支払特約
のご案内

特約保険料無料

万一のとき 保険金の受取り方を自在に

年金支払特約とは

大切な保険金を有効活用いただくために、保険金の受取方法を「一時金」だけでなく、「分割受取プラン」「一時金+分割受取プラン」からご選択いただけます。

▶ 一時金受取の場合、全額益金計上されます

法人が受取る一時金は、受取り時に全額益金計上*となるため、法人税などの課税対象になります。

※保険料の資産計上部分の残額がある場合はその金額を除きます。

▶ 分割受取の場合、法人税などの負担を平準化できます

法人が受取る年金は毎年受取りの都度益金計上*となるため、法人税などの負担を平準化できます。

※国税庁見解(平成15年12月)による。

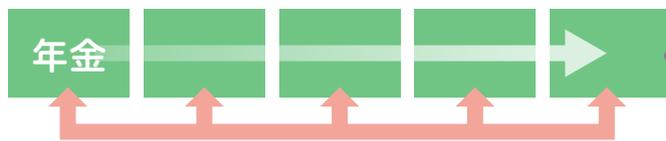
(保険料の資産計上部分の残額がある場合は、年金総額のうち受取額に対応する部分の金額を除きます)

保険金支払事由発生前であれば、「年金支払期間」などを経営状況に応じて何度でも変更できます。

例えば「分割受取プラン」を選択すると…

分割受取プラン

保険金の全部を分割し、年金で受取り



毎年受取る年金を、後継者へ事業承継した後の売上減少の補填や、運転資金としてご利用いただけます。

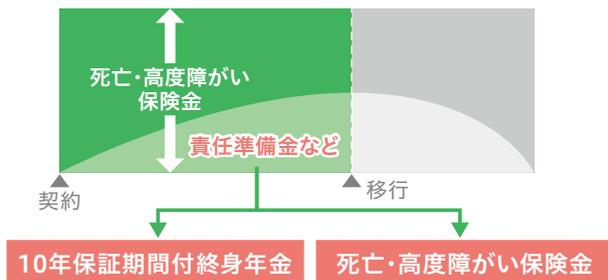
受取りの都度、益金計上

勇退のとき

保障の内容を移行できます

保障内容移行制度

解約払戻金を活用し、個人の終身死亡保障や年金支払に移行できる取扱です



● 保険料払込期間経過後または払済定期保険へ変更後、年金支払・終身死亡保障・定期死亡保障を組み合わせたコースへ移行することができます。

◎ 保障内容移行制度の利用は、契約者が個人の場合に限ります。契約者が法人の場合には、契約者を個人に変更する必要があります。

終身年金支払・終身死亡保障を組み合わせたコースへ移行した場合

お客さまサービスも充実!

各種サービスのご提供を通じて、
中小企業のお客さまのさまざまなニーズにお応えします。

経理処理案内サービス

決算における税務申告時の参考資料としてご活用いただけるよう、
ご加入契約の保険料などの経理処理を、お客さまの決算期にあわせて
ご案内しています。

<経理処理案内サービスのご利用にあたって>

- ◎当サービスは税務申告時の参考資料として提供しています。
ご利用にあたっては必ず顧問税理士または所轄税務署にご確認・ご相談ください。
- ◎ご契約によっては、仕訳などをご案内できない場合があります。
- ◎個人事業主のお客さまには「経理処理案内サービス」を送信しておりません。
ご要望の場合は、代理店または大同生命担当者にお問い合わせください。



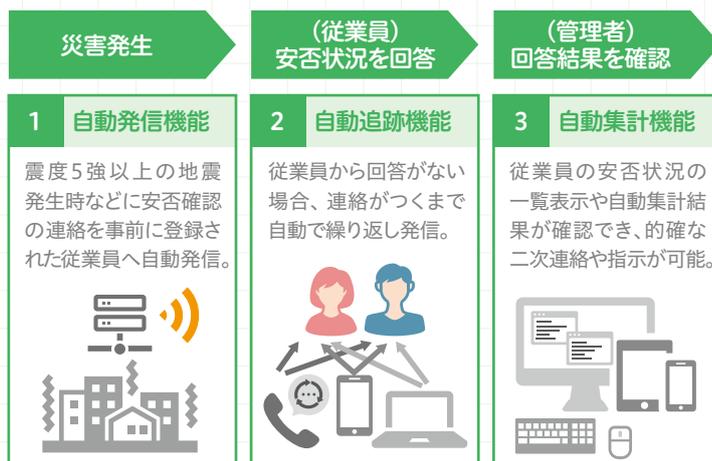
安否確認システム ご利用無料

災害発生時に安否確認連絡を自動発信する機能
など、従業員の安否確認を確実に実施できるシス
テムを無料でご利用いただけます。

※被保険者3名以上のご契約がある法人・個人事業主さま



(提携先: インフォコム株式会社)



セカンドオピニオンサービス 相談無料

現在の診断に対し、面談や電話で、医大の教授、名誉教授クラスの医師によるセカンドオピニオン※が受けられます。

※主治医以外の医師から、現在の診断に対する見解や今後の診療方針などに関する意見を聞くこと。



(提携先: ティーベック株式会社)

お役に立った事例

相談内容

健診で胃の異常を指摘され、精査したところ胃がんであった。開腹手術が必要と説明を受けたので、他の治療・手術法がないのか、セカンドオピニオンを受けた。

セカンドオピニオンの結果

総合相談医の紹介にて、優秀専門臨床医のもと腹腔鏡下手術を受けることになった。

◎各サービスは大同生命保険株式会社との提携により、各提携先が提供するサービスです。
◎ご利用いただけるサービスは、ご加入形態などにより異なります。詳細は、代理店または大同生命担当者にお問い合わせください。



介護コンシェル

相談無料

◎大同生命の商品にご加入のお客さま(ご利用対象者)は以下のサービス内容をご利用いただけます。

介護のプロが、介護に関するさまざまなご相談をお受けします。またご要望に応じて介護施設やケアマネジャーのご紹介を行います。



(提携先:株式会社インターネットインフィニティ)

全般的な相談受付

介護施設の紹介・見学手配

ケアマネジャーの紹介

認知症 Plus+

位置情報サービス

緊急通報サービス

各種認知症予防ツール

<ご利用対象者>

	契約者	利用対象者	
		契約者	被保険者
個人	法人	(代表者のみ可)	○
	法人経営者	○	○
	個人事業主	○	○
	上記以外	—	—

※ご利用対象者の二親等以内のご家族もご利用可能



T&Dクラブオフ

優待価格

国内外の宿泊施設をはじめ、グルメ、レジャー、ショッピングなど、**優待価格**でご用意しております。経営者さまご本人はもちろん、**従業員さまのご利用も可能**です。

宿泊施設がお得に!

- 国内の約2万ヵ所の宿泊施設が優待価格に
- 海外の約20万ヵ所のホテルを手配可能 など



(提携先:株式会社リロクラブ)

レジャー施設などもお得に!

- 全国約700ヵ所の遊園地などが**最大75%OFF**
- 全国約900ヵ所のゴルフ場を優待価格で紹介 など



大同生命 「KENCO SUPPORT PROGRAM」

ご利用料金 無料

経営者・従業員さまの健康を増進するプログラムを提供し、健康経営®に関する取組みを総合的に支援します。

※健康経営®は特定非営利法人 健康経営研究会の登録商標です。



(提携先:株式会社バリューHR)

“健康経営®”とは

「従業員の健康維持・増進の取組みが将来的に企業の収益などを高める投資である」との考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、企業が戦略的に実践することです。

① 健康経営宣言

経営者から従業員へのメッセージを企業全体で共有

② 健診受診を促進

人間ドック・法定健診の受診機関を紹介

③ 発症リスク分析

健診結果から、生活習慣病等の発症リスクを算定

④ 健康促進ソリューション

身体・運動データを集積しさらなる健康促進に活用

⑤ インセンティブ

健康関連商品・サービスを優待価格で提供

生存退職金の税務取扱(所得税法第30条)

1. 勤続年数に応じた「退職所得控除」があること
2. 「2分の1課税」であること

※次の場合は、2分の1課税の適用はありません。

- ・役員としての勤続年数が5年以下の場合(特定役員退職手当等)
- ・役員等以外の者としての勤続年数が5年以下の場合で、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分(短期退職手当等)

3. 他の所得に関係なく「分離課税」であること

【参考】退職所得控除額

- 勤続年数20年以下:40万円×勤続年数
※80万円に満たない場合は、80万円
- 勤続年数20年超:800万円+70万円×(勤続年数-20年)

勤続年数	20年	30年	40年
控除額	800万円	1,500万円	2,200万円

退職金の手取額



※手取額は退職金額・役員在任期間などにより異なります。

※「所得税」「住民税」は、退職金額から退職所得控除額を差し引いた金額に所定の税率をかけて計算しています。なお、復興特別所得税が課税されるものとしています。

指定代理請求制度のご案内

被保険者が受取人である保険金・給付金などについて、受取人が請求できない所定の特別な事情がある場合、指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金などを請求することができます。なお、指定代理請求人は契約者が被保険者の同意を得て、契約の申込時などにあらかじめ指定します。指定代理請求人を指定された場合には、指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどを、契約者から指定代理請求人にお伝えください。

※法人が保険金・給付金の受取人である場合には、指定代理請求人を指定できません。

※指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどは、「**ご契約のしおり**」「**約款**」をご覧ください。

◎団体月払保険料

契約者が所定の加入資格を満たした場合、団体料率が適用され、保険料が割安となります。

加入資格を喪失された場合、契約は継続いただけますが、保険料が引き上げられることがあります。

◎生命保険募集人について

大同生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと大同生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからの申込に対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。

◎この商品は、15~80歳の方にご加入いただけます。(保険期間などにより異なります。)

◎この資料は、**2022年4月現在の商品内容・税制・サービス**に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「**法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと**」「**設計書[契約概要]**」「**注意喚起情報**」

「**ご契約のしおり**」「**約款**」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号

(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

<https://www.daido-life.co.jp/>

さあ、保険の新たな元へ。

T&D 保険グループ

健康体割引(健康体割引特約の付加)

契約時に健康体割引特約の付加を申し出いただき、保険金額や、被保険者の年齢、血圧・体格・尿検査の結果および喫煙の有無などが当社所定の基準を満たした場合に、保険料を割り引きます。(非喫煙者健康体保険料率の適用)

※「健康体」とは当社所定の基準に該当する被保険者の呼称であり、この基準に該当しない方が健康でないということではありません。

高額割引

契約時の保険金額が当社所定の金額*以上の場合、保険料を割り引きます。
※保険金額1,000万円以上/3,000万円以上/5,000万円以上/1億円以上
保険金額が大きくなるほど割引率が高くなります。

ご検討・ご契約の際に必ず確認いただく資料

- 法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

法人向け保険商品のご検討に際し、特にご留意いただきたい事項(商品特性や税務取扱など)について記載しています。

- 設計書[契約概要]

保険商品の具体的な内容を理解いただくために必要な情報を記載しています。

- 注意喚起情報

契約申込の際に、特に注意いただきたい事項を記載しています。(保険金・給付金が支払われない場合などの、お客さまに不利益となる事項も含まれています)

- ご契約のしおり

商品のしくみ・内容、諸手続などの重要な事項を記載しています。

【記載事項の例】クーリング・オフ(契約申込の撤回など)/健康状態・職業などの告知義務/契約の解約と解約払戻金

- 約款 保険契約の内容(とりきめ)を記載しています。

保険種類を選択いただく際の参考資料

- 大同生命の保険種類のご案内

大同生命が販売している保険商品の特徴やしくみなどを記載しています。この保険は「大同生命の保険種類のご案内」に記載されている**定期保険**です。「大同生命の保険種類のご案内」は、大同生命の職員・募集代理店またはもよりの店舗にご請求ください。

- 生命保険の契約にあたっての手引

「契約にあたってのポイント」「商品の選び方」「保障内容の見直し方法と留意点」などを、(公財)生命保険文化センターが公正・中立な立場から解説しています。「生命保険の契約にあたっての手引」は、同センターのホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)から、ご覧いただけます。

お問い合わせ先

大同生命コールセンター

0120-789-501 (通話料無料)

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

2022年4月改訂

A-2021-0021(2022年3月2日)12/12

帳票番号 70514(2022.3-60) SUN